倫理規程

- 1. 倫理指針の基本方針
- (a)オンラインジャーナル「コモンズ」に投稿する論文あるいは著作物は、本学における「研究者等の行動規範」に従って執筆されたものでなければならない。
- (b)人を対象とした研究論文では、その実験や記述内容が 1964 年のヘルシンキ宣言とその改訂版、または国が定めた生命科学・医学系研究などの関連する最新のガイドラインや法令に従って実施されなければならない。コモンズでは、人を対象とした研究に関しては本学の研究倫理委員会の審査を受け、承認された論文の投稿を受けつける。投稿する研究がこれらのガイドラインや法令に従って実施されたことを論文中に明記し、さらに本学における倫理委員会の承認番号を論文中に記載するものとする。
- (c)論文を投稿する際、当該論文の公表により利害関係が生じる可能性のある場合、その事項を本学における利益相反マネジメントポリシーおよび細則に基づき、報告しなければばらない。該当する場合には、本学の利益相反マネジメント委員会の審議を受け、結果を投稿時に提出することとする。また該当時には、記載例を別途通知するので、論文末尾に利益相反事項(conflict of interest: COI)に関して記載することする。記載箇所は参考文献の前とする。
- 2. 倫理指針違反に対する罰則

違反の程度や内容に応じて、以下の罰則の一部または全部が適用される。

- (1) 当該論文の不採録
- (2) 投稿者全員の本オンラインジャーナルへの投稿禁止
- (3) 二重投稿先への周知
- (4) 著者の所属する組織への通知
- (5) 掲載後に発覚した場合は掲載の取り消しとその周知